

武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校開校準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校の令和10年度の開校に向け、学校、家庭、地域及び行政それぞれの立場から、より良い学校づくりのための意見交換を行うことを目的として、さいたま市教育委員会に武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校開校準備委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について所掌する。

- (1) 通学区域、通学路及び通学方法に関すること
- (2) カリキュラムに関すること
- (3) 学校生活のきまり及び教育相談に関すること
- (4) 校名、校章、校歌及び移行に伴うイベントに関すること
- (5) 地域との協働に関すること
- (6) 保健室の運営に関すること
- (7) 給食室の運営に関すること
- (8) 事務の運営に関すること
- (9) その他開校の準備に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、本部会及びワーキンググループで構成し、本部会は参加者19人以内、ワーキンググループは参加者150人以内で組織する。

- 2 本部会は、第2条に掲げる事項の全体的な意見交換及び取りまとめ並びにワーキンググループから報告を受けた事項についての意見交換及び取りまとめを行う。
- 3 本部会は、ワーキンググループに対して、必要に応じて助言を行う。
- 4 ワーキンググループ設置に関する要領は別に定める。

(参加者)

第4条 本部会及びワーキンググループの参加者は、次に掲げる者から教育長が指名する。

- (1) 浦和別所小学校、西浦和小学校、辻小学校、沼影小学校、浦和大里小学校、内谷中学校の校長及び教頭
 - (2) 前号に掲げる学校の各校長が推薦する者
 - (3) 南区自治会連合会の西地区会、武蔵浦和地区会、西浦和地区会、南部地区会の各会長が推薦する者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者
- 2 参加者には報償費及び費用弁償は支給しない。ただし、学識経験者であって報償費及び費用弁償を支給することについて教育長が必要と認める者についてはこの限りでない。

(参加期間)

第5条 参加者の参加期間は、指名された日から1年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ本部会の会長及び副会長をもって充てる。

2 本部会の会長は本部会の参加者の互選により定め、副会長は本部会の参加者から会長が指名する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長は、必要に応じて複数名の副会長を指名することができる。この場合、会長が予め指名した順序で、その職務を代理する。

(会議)

第7条 本部会の会議は、本部会の会長が招集し、議長となる。

2 本部会の会長は、必要があると認めるときは、参加者以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

3 本部会で取りまとめた意見は、本部会の事務局より教育長へ報告するものとする。

4 本部会の事務局は、管理部長、学校教育部長、生涯学習部長、管理部参事、学校教育部次長及び教育政策室長をもって構成し、教育政策室長が事務局長を務める。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第9条 参加者は、委員会への参加により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要綱は、令和6年10月21日から施行する。

武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校開校準備委員会ワーキンググループ設置要領

(設置)

第1条 武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校開校準備委員会設置要綱（以下、「要綱」という。）第3条第4号に基づきワーキンググループを設置する。

(所掌事項)

第2条 ワーキンググループは、要綱第2条に掲げる各事項について意見交換を行う。

2 ワーキンググループは、必要に応じて、調査研究を実施する。

3 意見交換の結果については、筆頭所管が取りまとめ、本部会へ報告する。

(組織)

第3条 ワーキンググループは、別表のとおり組織する。

2 各ワーキンググループに別表のとおり筆頭所管を置く。

(会議)

第4条 ワーキンググループの会議は筆頭所管が招集する。

2 筆頭所管は、必要があると認めるときは、参加者以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

3 ワーキンググループで取りまとめた意見交換の結果は、筆頭所管より本部会へ報告する。

4 筆頭所管は本部会からの助言を受け、意見交換等において適切に反映する。

5 各ワーキンググループの庶務は、各ワーキンググループの筆頭所管が務める。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要領は、令和6年10月21日から施行する。

別表（第3条関係）

所掌事項	ワーキンググループ名	筆頭所管及び関係所管
(1)	通学区域	○教育委員会事務局学校教育部学事課
(2)	カリキュラム	○教育委員会事務局学校教育部教育課程指導課 教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室 教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室 教育委員会教育研究所
(3)	学校生活	○教育委員会事務局学校教育部生徒指導課 教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室
(4)	校名・移行イベント	○教育委員会事務局管理部教育政策室
(5)	学校地域協働	○教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課
(6)	保健室運営	○教育委員会事務局学校教育部健康教育課
(7)	給食室運営	○教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課 教育委員会事務局学校教育部健康教育課
(8)	学校事務運営	○教育委員会事務局学校教育部教職員人事課 教育委員会事務局管理部教育総務課 教育委員会事務局管理部教育財務課 教育委員会事務局管理部学校施設整備課 教育委員会事務局管理部学校施設管理課 教育委員会事務局学校教育部教職員給与課 教育委員会教育研究所

○印の課及び室が筆頭所管となる。